

様式第1号(第16条関係)

(表 面)

遺族給付金支給裁定申請書					
公安委員会 殿		平成 年 月 日			
申請者		フリガナ 氏 名 本籍・国籍		⑩	
		住 所 犯罪被害者との続柄			
下記により、遺族給付金の支給の裁定を申請します。					
犯罪被害者	犯罪行為の行われた日時		平成 年 月 日 午 ^前 後 時ころ		
	犯罪行為の行われた場所				
	犯罪被害者	フリガナ 氏 名	-----		男・女
		生 年 月 日	明治 昭和 平成 年 月 日生		
	本 籍 ・ 国 籍				
	住 所				
	勤務先名称・所在地				
	死 亡 年 月 日		平成 年 月 日		
	犯罪被害の発生状況				
	害	死を 亡受 前け にた 療場 養合	負傷し、又は疾病にかかった日	と同じ・それ以外の日(平成 年 月 日)	
負傷又は疾病の状態					
犯罪被害者負担額			円		
収入の全部又は一部を得ることができなかった日数			日		
取 扱 捜 査 機 関		都道府県 警察署			
他の遺族 第一順位	氏 名	犯罪被害者との続柄	住 所		
生計維持関係遺族	氏 名	犯罪被害者との続柄	職 業	住 所	
損害賠償を受けたことの有無		有(受領した損害賠償の価額 円)・無			
備考					
受 付	平成 年 月 日 第 号			警察署経由	

裏面の注意をよく読んでから記入してください。

(日本工業規格A列4番)

注意

- 1 遺族給付金の支給を受けることができるのは、犯罪被害者の死亡の時に、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する遺族であり、その順位は、法定の除外事由がない限り、(1)、(2)、(3)の順序(2及び(3)に掲げる遺族については、それぞれに掲げる順序)です。自分よりも先順位の遺族がある場合は、遺族給付金を受けることはできません。
 - (1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。)
 - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 - (3) (2)以外の犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- 2 申請者は、印の欄には記入しないでください。
- 3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。
- 4 記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき事項が不明である場合には「不明」と記入し、記入すべき額の算定が困難である場合には「算定困難」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を で囲んでください。
- 5 から までの欄は、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合にのみ記入してください。
- 6 の欄は、その記入事項が添付する診断書等の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」等と記入してください。
- 7 の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての犯罪被害者負担額(から1年を経過するまでの間における保険診療による医療費の自己負担部分に相当する額)を記入してください。
- 8 の欄は、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合にのみ、その日数を記入してください。
- 9 の欄は、犯罪被害者の収入によって生計を維持しており、かつ、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当する遺族(申請者及び他の第一順位遺族を含む。)をすべて記入してください。
- 10 この申請書には、次の書類を添えて出してください。ただし、これらの書類の1通で他のことも明らかにすることができるときは、他のことについて同じ書類を添える必要はありません。また、同一の世帯に属する他の遺族が同時に申請書を提出する場合で、他の申請書に同じ書類を添えているときは、その旨をこの申請書の備考欄に記入すれば、重複してその書類を添える必要はありません。
 - (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
 - (2) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本
 - (3) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類(例えば住民票の写し)
 - (4) 申請者が1の(2)又は(3)に掲げる遺族であるときは、自分よりも先順位の遺族がいなかったことを証明することができる書類(例えば先順位の遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の抄本)
 - (5) 申請者が犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持しており、かつ、令第6条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当する遺族であったときは、申請者が犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類(例えば住民票の写し)
 - (6) 申請者が犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第15条で定める障害の状態にある妻又は令第6条第2項第5号に該当する遺族であったときは、犯罪行為が行われた当時、それらの障害の状態にあったことを証明することができる医師の診断書その他の書類
 - (7) 申請者以外の1の(1)から(3)までに掲げる遺族に犯罪被害者の収入によって生計を維持しており、かつ、令第6条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当する遺族が含まれているときは、その該当する事実を証明することができる書類
 - (8) 犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類(例えば給与証明書、給与所得の源泉徴収票など)
 - (9) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(以下「法」という。)第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類(例えば医師の診断書、申述書など)
 - (10) 法第9条第5項に規定する場合には、次に掲げる書類(同項第1号に掲げる場合はアからウまで、同項第2号に掲げる場合はアからオまでの書類)
 - ア 負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態(負傷又は疾病の療養のため従前の勤労に従事できないと認められる場合には、そのことに関する事項を含む。)に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類(例えば傷病診断書など)
 - イ 犯罪被害者が令第9条に掲げる法律の規定により療養に関する給付を受けることができる者であるときは、その事実を認めることができる書類(例えば健康保険の被保険者証の写しなど)
 - ウ 法第9条第5項第1号又は第2号の犯罪被害者負担額を証明することができる書類(例えば死亡前に犯罪被害者が医療機関等から受領した領収書など)
 - エ 法第9条第3項の休業日の数を証明することができる書類(例えば勤労の状況に係る証明書など)
 - オ 休業日に法第9条第3項の部分休業日が含まれるときは、当該部分休業日について得た収入の額を証明することができる書類(例えば勤労の状況に係る証明書など)
- 11 この申請書について分からないところがありましたら、最寄りの警察署や警察本部にお問い合わせください。

重傷病給付金支給裁定申請書		
平成 年 月 日		
公安委員会 殿		
申請者 フリガナ 氏 名 ⑩		
下記により、重傷病給付金の支給の裁定を申請します。		
犯 罪 被 害 者	犯罪行為の行われた日時	平成 年 月 日 午前後 時ころ
	犯罪行為の行われた場所	
	フリガナ 氏 名	----- 男・女
	生 年 月 日	明治 大正 年 月 日生 昭和 平成
	本 籍 ・ 国 籍	
	住 所	
	勤務先名称・所在地	
	犯罪被害の発生状況	
	負傷し、又は疾病にかかった日	と同じ・それ以外の日（平成 年 月 日）
	から1年以内の入院日数	日
負傷又は疾病の状態		
犯罪被害者負担額	円	
収入の全部又は一部を得ることができなかった日数	日	
取扱捜査機関	都道府県 警察署	
損害賠償を受けたことの有無	有（受領した損害賠償の価額 円）・無	
備考		
受付	平成 年 月 日 第 号 警察署経由	

裏面の注意をよく読んでから記入してください。

（日本工業規格A列4番）

注意

- 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。
- 2 申請者は、印の欄には記入しないでください。
- 3 記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき事項が不明である場合には「不明」と記入し、記入すべき額の算定が困難である場合には「算定困難」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を で囲んでください。
- 4 の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のために、 から1年を経過するまでの間において、病院に入院した日数を記入してください。
- 5 の欄は、その記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入してください。
- 6 の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての犯罪被害者負担額（ から1年を経過するまでの間における保険診療による医療費の自己負担部分に相当する額）を記入してください。
- 7 の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合にのみ、その日数を記入してください。
- 8 この申請書には、次の書類を添えて出してください。
 - (1) 負傷し、又は疾病にかかった日、負傷し、又は疾病にかかった日から起算して1年を経過するまでの間における入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であって、当該負傷又は疾病が重傷病に該当することを証明することができるもの
 - (2) 犯罪被害者が犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第9条に掲げる法律の規定により療養に関する給付を受けることができる者であるときは、その事実を認めることができる書類（例えば健康保険の被保険者証の写しなど）
 - (3) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の犯罪被害者負担額を証明することができる書類（例えば医療機関等から受領した領収書など）
 - (4) 法第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類（例えば医師の診断書、申述書など）
 - (5) 法第9条第3項に規定する場合には、次の書類
 - ア 負傷又は疾病の療養のため従前の勤労に従事することができないと認められることに関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類（例えば傷病診断書など）
 - イ 犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類（例えば給与証明書、給与所得の源泉徴収票など）
 - ウ 法第9条第3項の休業日の数を証明することができる書類（例えば勤労の状況に係る証明書など）
 - エ 休業日に法第9条第3項の部分休業日が含まれるときは、当該部分休業日について得た収入の額を証明することができる書類（例えば勤労の状況に係る証明書など）
- 9 この申請書について分からないところがありましたら、最寄りの警察署や警察本部にお問い合わせください。

障害給付金支給裁定申請書		平成 年 月 日	
公安委員会 殿			
申請者		フリガナ 氏 名 ㊟	
下記により、障害給付金の支給の裁定を申請します。			
犯 罪 被 害 者	犯罪行為の行われた日時	平成 年 月 日 午前後 時ころ	
	犯罪行為の行われた場所		
	フリガナ 氏 名	男 ・ 女	
	生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日生	
	本 籍 ・ 国 籍		
	住 所		
	勤務先名称・所在地		
	負傷又は疾病が治った日	平成 年 月 日	
	犯罪被害の発生状況		
	身体上の障害の部位及び状態		
介護を要する状態の区分（常に介護を要する ・ 随時介護を要する）			
取扱捜査機関	都道 府県 警察署		
既存の身体上の障害の状態			
損害賠償を受けたことの有無	有（受領した損害賠償の価額 円） ・ 無		
備考			

受 付	平成 年 月 日 第 号	警察署経由
-----	--------------	-------

裏面の注意をよく読んでから記入してください。

(裏 面)

注意

- 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。
- 2 申請者は、印の欄には記入しないでください。
- 3 記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき事項が不明である場合には「不明」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を で囲んでください。
- 4 の欄の「負傷又は疾病が治った日」には、負傷又は疾病が治っていない場合でも、その症状が固定したときは、その固定した日を記入してください。
- 5 の欄は、その記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入してください。
- 6 の欄の「介護を要する状態の区分」は、介護を要する状態である場合にのみ、該当する事項を で囲んでください。
- 7 の欄は、既に身体上の障害のある犯罪被害者が、犯罪行為により、同一の部位について障害の程度を加重した場合に記入するものとし、記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入してください。
- 8 この申請書には、次の書類を添えて出してください。
 - (1) 負傷又は疾病が治ったこと及び治った日並びにその治ったときにおける身体上の障害の部位及び状態（介護を要する状態である場合にあっては、その必要の程度を含む。）に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類
 - (2) 同一の部位について既に身体上の障害があったときは、当該既存の身体上の障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類
 - (3) 犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類（例えば給与証明書、給与所得の源泉徴収票など）
 - (4) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第10条第3項の規定の適用を受けようとする書、申述書など）
- 9 この申請書について分からないところがありましたら、最寄りの警察署や警察本部にお問い合わせください。

(表面)

様式第 4 号 (第 20 条関係)

<p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">公安委員会 印</p> <p style="text-align: center;">犯罪被害者等給付金支給裁定通知書</p> <p>平成 年 月 日付けで支給裁定の申請がありました犯罪被害者等 給付金については、下記の理由により、 こととしまし たので通知します。</p>	
支給を受けることが できる犯罪被害者等 給付金の種類及び額	犯罪被害者等給付金の種類
	犯罪被害者等給付金の額 円
理 由	

裏面の注意をよく読んでください。

(日本工業規格 A 列 4 番)

(裏面)

注意

- 1 この裁定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、裁定の通知を受けた日から60日以内であっても、裁定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 裁定の取消しの訴え(取消訴訟)は、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければできません。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで裁定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 裁定の取消しの訴えは、当該裁定についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、を被告として(訴訟においてを代表する者は公安委員会となります。)提起しなければなりません。

様式第5号（第20条関係）

		第	号
	平成	年	月
住 所			日
氏 名	殿		
		公安委員会	印

犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書

平成 年 月 日付けで犯罪被害者等給付金（遺族給付金・重傷病給付金・障害給付金）の支給裁定の申請がありましたが、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第13条第3項の規定により、その申請を却下しましたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟においてを代表する者は 公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、国家公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

（日本工業規格A列4番）

様式第6号（第20条関係）

第 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 殿

公 安 委 員 会 印

仮給付金支給決定通知書

平成 年 月 日付けで犯罪被害者等給付金（遺族給付金・重傷病給付金・障害給付金）の支給裁定の申請がありましたが、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第12条第1項の規定により、下記の額の仮給付金を支給することを決定しましたので通知します。

仮 給 付 金 の 額 円

（日本工業規格A列4番）

犯罪被害者等給付金 支払請求書
仮 給 付 金

平成 年 月 日

警察庁支出官 殿

フリガナ
氏 名 ㊟
住 所

下記により犯罪被害者等給付金 仮 給 付 金 の支払を請求します。

請求金額 円 也

犯等 罪給 被害 者	裁 定 番 号	第 号
	裁 定 年 月 日	平成 年 月 日
	裁定公安委員会名	公 安 委 員 会
	種 類	遺族給付金・重傷病給付金・障害給付金
仮 給 付 金	決 定 番 号	第 号
	決 定 年 月 日	平成 年 月 日
	決定公安委員会名	公 安 委 員 会
払 渡 し し を 受 け 望 む 方 法 機 及 び	ア 口座振込	銀行 本店 金 庫 支 店 預金の種類() 口座番号 第 号
	イ 送金支払	銀行 本店 金 庫 支 店
	ウ 送金支払	郵便局

注意

- 1 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。
- 2 「請求金額」には、犯罪被害者等給付金支給裁定通知書又は仮給付金支給決定通知書に記載されている「犯罪被害者等給付金の額」又は「仮給付金の額」を記入してください。
- 3 の欄の「裁定番号」及び「裁定年月日」には、犯罪被害者等給付金支給裁定通知書に記載されている裁定番号及び裁定年月日を記入してください。
- 4 の欄の「決定番号」及び「決定年月日」には、仮給付金支給決定通知書に記載されている決定番号及び決定年月日を記入してください。
- 5 の欄は、「ア」から「ウ」までのうち希望するものを1つだけ選び、その記号を で囲んでください。払渡しを希望する銀行又は金庫の名称は、正確に記入してください。
なお、「ア 口座振込」の欄は、銀行又は金庫に請求者名義の預金口座がある人だけが記入してください。
- 6 この請求書は、下記あてに郵送してください。なお、下記の郵便番号は警察庁の個別の郵便番号ですから、警察庁の所在地の記載の必要はありません。
郵便番号100 - 8974
警察庁長官官房給与厚生課長
- 7 この請求書について分からないところがありましたら、警視庁又は道府県警察本部にお問い合わせください